

## 納税が困難な方には猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少（前年同期比概ね20%以上の減少）があった方は、申請により徴収の猶予を受けることができますようになります（徴収猶予の特例）。

### 〈要件〉

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。

### 〈対象〉

令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象。

地方公共団体に申請が認められると、最大1年間、無担保かつ延滞金なしで納税が猶予されます。

## 徴収猶予の特例の申請方法

以下の提出書類を、納期限<sup>(注)</sup>までに地方公共団体へ郵送してください。

(eLTAXによる電子申請も可能です。)

- ・ 徴収猶予の特例の申請書 ※eLTAX ホームページに掲載
- ・ 預金通帳、売上帳、給与明細書等の前年・当年の収支状況がわかる書類

◎ 徴収猶予の特例の申請時には以下の点をご留意ください。

- 1 納期限前から相談できますので、お早めの相談をお願いします。

(注) 法律の施行から2ヶ月間は納期限後であっても申請できます。

- 2 既に現行法での猶予を受けていても、遡って徴収猶予の特例を受けられます。
- 3 徴収猶予の特例が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。

**ご不明の点は、納め先の地方公共団体にお問い合わせください。**

- ・ 徴収猶予の特例の制度に関する説明など【総務省ホームページ】  
[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)
- ・ eLTAXによる電子申請の方法に関する説明など【eLTAX ホームページ】  
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01689>